

上田市公共交通活性化協議会 会議録

1 協議会名	上田市公共交通活性化協議会
2 日時	令和5年9月14日（木曜日） 10:30～11:45
3 会場	上田市役所 南庁舎5階 会議室
4 出席者	26名中 17名 出席 別紙名簿のとおり
5 会議概要作成年月日	令和5年9月25日

協議事項等

1 開 会（事務局 上田市交通政策課 横沢課長）

2 あいさつ（佐藤会長）

3 委員紹介（名簿配付）（事務局 上田市交通政策課 横沢課長）

4 報告事項

（1）丸子デマンド交通の運行開始について（事務局 上田市丸子地域建設課 藤澤係長）

- ・ **当日配布資料** に沿い説明

※質疑意見等 なし

5 協議事項

（1）上田市地域公共交通計画（素案）について（事務局 上田市交通政策課 市川補佐）

- ・ **当日配布資料**、**資料1** に沿い説明

※質疑意見等

Q. 上田バス株式会社 舟見専務取締役

- ・ 計画素案の幹線バスに関する記載について、現状に即したものとなっておりありがたい。
- ・ 自治センター入口止まりという路線があり、幹線の補助を受けている。この路線の扱いなどについてまた後で確認していただきたい。

A. 事務局 上田市都市建設部 交通政策課 市川補佐

- ・ 個別の路線については各事業者と意見交換を行い、計画の策定を進めていく。

Q. しなの鉄道(株) 経営企画課 守屋課長

- ・ **資料1** の7ページに、市内しなの鉄道4駅の乗降客数の記載がある。大屋駅はこれまで多くの方にご利用いただいていたが、利用者の減少が続いており、2021年度においては西上田駅にも抜かれている状況。このような中で郵便局の誘致などを行い、大屋駅の利用客増加に力を入れているが、バス、電車の交通結節拠点となる駅の整備について、計画内に記載はあるか。

A. 事務局 上田市都市建設部 交通政策課 市川補佐

- ・ 交通事業者においては乗り継ぎも踏まえたダイヤの改正を行っていただいているが、接続性を加味しながら計画を組み立てていきたい。

- ・ハード面ではGTFSの整備、またTicketQRとの連携などを進めている。これが実現することでデジタルサイネージの設置が可能となり、利用者にバスの運行状況等を目視で分かりやすく確認していただけるようになる。設置には費用もかかるが、利便性の向上も加味しながら導入を検討していきたい。
- ・それ以外にも、スマホ上で公共交通の運行状況や経路を確認することが近い将来可能になると思われるため、利用者にはそれらの周知も図り、利便性の向上を図りたい。

Q. 国土交通省 北陸信越運輸局 長野運輸支局 山岸首席運輸企画専門官

- ・資料1の19ページに計画の目標が記載されており、16ページに示された方向性がどの目標に対応しているかが記載されている。しかし、「方向性⑥コンパクト+ネットワークのまちづくりへの対応」の記載がない。何か理由があるのか。

A. 事務局 上田市都市建設部 交通政策課 市川補佐

- ・方向性⑥は目標2に対応しているため、加筆させていただく。また、17ページに記載のある都市計画マスタープラン、立地適正化計画にも対応するものであると考えている。

Q. 国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 津田交通企画係長

- ・資料1の1ページに活性化再生法の経緯が記載されており、令和5年度4月改正との記載があるが、施行は10月であるため、10月改正が正しい。
- ・22ページの評価指標4に「利用者1人あたりバス運行経費に係る年間負担額」とある。この基準値の算出根拠として経常費用との記載があるが、費用には上田市の公的負担額は含まれているのか。

A. 事務局 上田市都市建設部 交通政策課 横沢課長

- ・活性化再生法については10月改正に記載を改める。
- ・また、略称を活性化再生法としているが、地域交通法が適切と考えるため、表記を変更する。

A. 事務局 上田市都市建設部 交通政策課 市川補佐

- ・評価指標4の基準値についてだが、実際の係る運行経費の額であり、行政の負担額は含まれていない。

Q. 国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 津田交通企画係長

- ・国の定める国庫補助金の制度上、交通計画と補助制度を連動させる必要がある。
- ・したがって、標準指標として①利用者数・利用回数、②収支率、③公的負担額の3つの指標を定めていただく必要がある。
- ・本計画に記載されている年間負担額と公的負担額は厳密には異なると思われるため、新たに公的負担額の指標を定めていただく必要がある。

A. 事務局 上田市都市建設部 交通政策課 市川補佐

- ・ご指摘を踏まえ、修正させていただく。

⇒上田市地域公共交通計画（素案）当日資料、資料1について  
原案のとおり承認

(2) 草津町道立体化に伴う上田草津線の運行ルート変更について

(事務局 上田市交通政策課 木角主事)

- ・資料2-1に沿い説明
- ・運行事業者である上田バス(株)より資料2-1から資料2-4、当日配布資料に沿い説明

※質疑意見等 なし

⇒草津町道立体化に伴う上田草津線の運行ルート変更 資料2-1から資料2-4、当日配布資料について、原案のとおり承認

6 その他(事務局長 上田市交通政策課 横沢課長)

- ・上田市地域公共交通計画素案の説明に対するご意見などがあれば、配布したシートにご記入いただき、ご提出いただきたい。
- ・今後、市内5つの地域協議会での説明、パブリックコメントを行うが、皆様からのご意見を踏まえ、計画を成案として作り上げていく。
- ・計画策定を進めるにあたり、本協議会において、内容をご協議いただく必要がある。委員の皆様においては会議のご出席について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

7 閉 会(事務局長 上田市交通政策課 横沢課長)